

「様式第四號」ヲ「様式第三號」ニ改ム
附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十五年九月二日
厚生省令第三十六號國民體力

〔參照〕
法施行規則抄錄
第五十條 法第十一條及第十二條第一項ノ體力ニ關スル検査ハ第四十二條ノニニ規定スルモノトス

第五十一條 法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依ル體力向上ニ關スル指示又ハ療養ニ關スル處置命令ハ體力検査施行者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ
但シ令第十七條第二項又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依ル通報ニ基キテ爲ス指示又ハ處置命令ハ之ヲ爲シタル後其ノ旨ヲ體力検査施行者ニ通知スルヲ以テ足ル

第五十六條第一項
法第十二條第二項ノ療養ノ指導ニ從事スル國民體力管理醫ハ様式第四號ニ依ル療養指導簿ヲ備付ク

(規格B5)

第五十八條第一項
ベシ

體力検査施行者第五十一條ノ規定ニ依リ指示又ハ處置命令ノ經由又ハ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ要旨ヲ體力手帳ニ記載スベシ
第五十八條ノ二 第四十七條乃至第五十六條ノ規定ニ於テ法第十條、第十一條、第十二條第一項又ハ第十二條第二項トアルハ法第六條ノ二第三項ノ規定ニ依リ准用スル場合ヲ含ムモノトス

國民勞務手帳法施行規則中改正

國民勞務手帳法施行規則中改正は昭和十七年七月十日付官報を以て右の如く公布された。なほ右に伴ふ國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程中改正の件も同日付官報を以て厚生省訓令第十三號として告示された。

國民勞務手帳法施行規則中改正

(昭和十七年七月十日)
(厚生省令第三十四號)
國民勞務手帳法施行規則中左ノ通改正ス

第十五條 國民勞務手帳法權太施行令ノ規定ニ基キ樺太廳支廳長ヨリ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者ヲラントスルトキハ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ樺太廳支廳長ヨリ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ノ檢閲ヲ受クベシ

前項ノ規定ニ依リ樺太廳支廳長ヨリ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ノ檢閲ヲ受ケタル者ニ付テハ國民勞務手帳ノ交付アリタルモノトス

附則

本令ハ昭和十七年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス

學校卒業生使用制限令施行規則中改正

學校使用者使用制限令施行規則中改正の件は昭和十七年七月十七日付官報を以て左の如く公布された。
學校卒業生使用制限令中改正ノ件
(昭和十七年七月十七日)
(厚生省令第三十八號)

學校卒業生使用制限令施行規則中様式第二號ヲ左ノ通改メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第二號

學校卒業生使用報告書											
使 用 場 所	名 稱	所在地				考 備					
使 用 年 月	開 始 日	事 業 種 類	給 料	卒 業 年 月	業 務 名	修 學 名	了 科 名	氏 名			

昭和 年 月 日

所在地又ハ住所
氏名又ハ姓名
使用者

報告書作成上ノ注意

- 1 本報告書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(297mm×210mm)トスルコト
- 2 本報告書ハ工場、事業場又ハ事務所別ニ作成スルコト
- 3 本報告書ノ標題ハ使用報告ニ在リテハ「解雇」ノ文字ヲ、使用セザルニ至リタル報告ニ在リテハ「使用」ノ文字ヲ抹消スルコト
- 4 「給料」欄ハ使用報告ノミニ之ヲ記載シ之ニ支給スル俸給、給料等ノ基本額ヲ日給、月給ノ區別ヲ明カニシテ記載スルコト、加給諸手当等ハ之ヲ基本給ト區別シテ記載スルハ差支ナキコト
- 5 「卒業年月」欄ニハ當該學校卒業ノ年月ヲ記載スルコト
- 6 「卒業學校名」欄ニハ何々大學工學部、何々高等工業學校、何々縣何々工業學校ノ如ク其ノ固有ノ名稱ヲ記載スルコト
- 7 尙高級科、第一本科、第二本科等ノ分科アルモノニ付テハ其ノ分科ヲ記載スルコト
- 8 「修了學科名」欄ニハ當該學校ニ於ケル學科ノ名稱ヲ記載スルコト
- 8 解雇ノ報告ニハ其ノ理由ヲ備考欄ニ記載スルコト